

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日と
あたる日
の翌日)

目 次

◆ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十二年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県条例第十九号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

附則第四十八項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年十二

月三十一日」に改める。

附則第四十九項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に、「第八十七条の四第一項」を「第八十七条の四」に改める。

附則第五十一項中「昭和六十一年度分()」を「昭和六十二年度分及び昭和六十三年度分()」に、「昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分」を「昭和六十二年度分」に改め、「条例第十二号」の下に「。次項において「昭和五十九年条例第十二号」という。」を加える。

附則第六十五項を附則第六十七項とする。

附則第六十四項中「附則第六十項」を「附則第六十二項」に改め、同項を附則第六十六項とする。

附則第六十三項中「附則第六十項」を「附則第六十二項」に改め、同項を附則第六十五項とする。

附則第六十二項中「附則第六十項」を「附則第六十二項」に改め、同項を附則第六十四項とし、附則第五十七項から第六十一項までを二項ずつ繰り下げ、附則第五十六項を附則第五十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

57 昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第百三十五条の六及び附則第五十五項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第五十五項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 昭和六十二年四月一日から昭和六十三年十一月三十日まで 百分の

〇・二五

二 昭和六十三年十二月一日から昭和六十四年四月三十日まで 百分の〇・一二五

附則第五十五項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十六項とし、附則第五十二項から第五十四項までを一項ずつ繰り下げ、附則第五十一項の次に次の一項を加える。

52 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で法附則第三十二条第五項の自洽省令で定めるもの（附則第五十七項において「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車」という。）に対して課する自動車税の税率は、昭和六十二年度分及び昭和六十三年度分の自動車税に限り、第一百十条及び第一百一条の規定にかかわらず、昭和五十九年条例第十二号による改正前の鳥取県税条例第一百十条及び第一百一条に規定する税率とする。

附 則

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正前の鳥取県税条例附則第五十一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十一年度分の自動車税については、なお従前の例による。

鳥 取 県
中 心
取 寄

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】